

市場経済システムと教育制度（下）

—教育費負担原則，とくに高等教育と国立大学の授業料の負担方法をめぐって—

塚 田 広 人

目次

はじめに

第一節 費用負担の考え方—基本的考察視点：社会的公正性の視点を加味しながら—

第二節 高等教育の学費負担原則の考え方—国際人権規約に至る欧米の思想の検討—

第三節 日本における学費負担原則の考え方

一 憲法と教育基本法の原則

二 人権規約の留保の経緯に示された考え方

三 明治以降の教育財政政策に示された考え方（以上前号）

第四節 1970年代以降現在までの大学授業料の引き上げ過程とその根拠（以下本号）

第五節 負担原則論の焦点—高等教育の社会的意義—

小括

第四節 1970年代以降現在までの大学授業料の引き上げ過程とその根拠

教育とは何かという原則的問題に大きく関わる動きとして，以上のような歴史的経過に続き，次に特に最近年の政府と国民の間での教育の効用に対する理解の動向に注目しよう。そこでの焦点は1970年代以降の国立大学授業料の急激な引き上げ過程の経緯に置かれ，とくに近年その引き上げ過

程の重要な支えとなってきた財政制度審議会の考え方が吟味される。

国立教育研究所編の『日本近代百年史』は、70年代以降の大学授業料の引き上げに至るまでの戦後の教育財政の変化の特徴を次のように概括している。60年代の「義務教育以外の学校への進学率の増加は、その大部分を私学の増設や新設に負うものであ」った。「・・・ところがこの私学の間口増に対する国や地方の公費補助はきわめて微々たるものであり、寄付金や事業収入も伸び悩んだ。したがって新增設に要する経費はもっぱら借入金と学生納付金に依存する他なく、両者は急激に増大した。」「これに対し、私学は学生数の増加と学生納付金の引き上げによって収入の増加をはかってきたが、前者は進学者の社会階層を底辺部分に拡大することを意味したから、学費支払いが困難な家計の学生を対象とすることになった。これに学園紛争も加わって、60年代後半になると、学生納付金の引き上げ幅は急激に減少してゆく。」「ここにおいて、私費負担に全面的に依存する私学経営の行き詰まりは誰の目にも明らかとなり、・・・国公立との受益率〔経費負担率〕の極端な不均衡もあって、私学に対する公費補助が不可避の状況となってきた。こうして遅ればせながらも、私学助成はこの間において最もめざましい勢いで増加した費目となった。」「特に70年代以降、それまでの理工系を主とした設備費に限定せず、教員給与費等、経常費にまで補助金の対象を拡大したことはまさに一時期を画するものといえよう。/今や、教育財政も義務教育中心、国公立中心から、その支出・負担構造を大きく変えようとしているかに見える。」²²⁾

1960年代後半の大学紛争時、各政党は大学教育を巡る問題点を指摘した。自民党は1968年に政務調査会・文教制度調査会の見解として、教育を巡る基本的問題は、豊かな社会になったことが人間の欲望を拡大させ、それが一流企業、一流大学への志向を生み、学歴社会を形成したことにあるとし、問題は社会一般の風潮にあるとした。そこでは授業料などの具体的問題は

22) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』文唱堂、1973年、453頁。

ふれられていない。当時、社会党と共産党は大学問題特別委員会の見解として、教育費の高騰が教育の機会均等と国民の経済生活を圧迫していることを指摘し、私学助成を拡大する方向を提起した²³⁾。こうして1974年には私学助成振興法が成立したわけであるが、それは当時、教育財政における高等教育の授業料負担の問題を公費負担を増加させる方向で解決する可能性を示したものであった。

しかし、70年代以降の教育財政政策は、徐々に国立大学の授業料引き上げを強化する方向に変わっていく。大学進学率の上昇は、50年代以降の経済成長による所得上昇を背景としており、進学率は50年代の終わりから60年代にかけて爆発的に増加した。政府はここにおいて、経済成長のために必要とされる人材のうち、理工系については国公立で、文系については私学での養成に比重を置くという政策を採った。教育を国家的な、すなわち社会全体の経済的投資のための手段と見るというこの教育観は、それまでの憲法と教育基本法の示す方向性とは異なった、その後の日本の教育に対する大きな変更を要請するものとなった。

1960年の国民所得倍増計画を受け、1963年には**経済審議会**が『経済発展における人的能力開発の課題と対策』の中で、「経済に関連する各方面で主導的な役割を果たし、経済発展をリードする」人的能力としての「ハイタレント・マンパワー」の重要性を強調した。「狭く考えて人口の3%程度、これに準ハイタレントの層も入れて5ないし6%程度」がそれに当たるとされた²⁴⁾。「戦後の教育改革は、教育の機会均等と国民一般の教育水準の向上については画期的な改善が見られたが、反面において画一化のきらいがあり、多様な人間の能力や適性を観察、発見し、これを系統的に伸張するという面においては問題が少なくない。」すでに30年以上も前に、このような「戦後教育の欠点＝画一化」論が示され始めていた。画一化のきらいという曖昧な表現によってあたかも戦後の教育全般に重要な問題があったか

23) 『大学問題・資料要覧』文久書林、1969年、311、331頁。

24) 金子「思想史」82頁。

のように表現し、それに対するに経済的能力の育成という側面を主たる改善方向として提示するという役割をこの答申は果たした。黒崎勲氏はこのような経済的投資としての教育という見方は、その後の教育政策に決定的な影響を与えたとする²⁵⁾。

60年代という時期は、欧米においても教育に対する経済面からの期待が高まったときであった。1957年のスプートニク・ショックは、欧米においても理工系のハイタレント・マンパワー養成への気運を高めた。だが、現時点から見れば、当時のこうした経済的視点重視の教育政策が子供たちの成長にとって何を意味したのかは、日本では70年代以降の学校、子供社会における様々な深刻な問題現象に明らかであり、また、世界的にも同様の子どもたちをめぐる問題現象、病理現象が生じていることから明らかであろう。この点についてやや述べておくならば、井深氏によれば、70年代半ば以降、この子ども社会の病理が激化したとされる。60年代以来の、高度成長のための人材供給のためのマンパワー育成政策は、いわば第一の能力主義教育をもたらした。それは、多様化政策にも関わらず、普通高校を中心とする受験体制、すなわち一元的能力主義による学校序列化を作り出した。そして、70年代半ば以降の上からの入試制度改革に伴う全大学の偏差値による序列化は、偏差値が支配する学校、一元的能力主義による学校の序列化を極限にまで推し進めた²⁶⁾。このような方向はまさに、戦後教育が第一に目指そうとした、市民社会の一員としての人格の形成、他者を尊重する人間としての能力の育成の軽視という重大な欠点を伴っていたのではないかと疑わざるを得ない。これらの諸問題の大きな部分がまさに戦後日本の教育政策の欠陥から生じているという可能性が注目されなければならない。そうだとすれば、それは決して近年の文部大臣の提唱する「心の教

25) 黒崎勲『現代日本の教育と能力主義』岩波書店、1995年、14頁。

26) 井深雄二「教育費の節減合理化と受益者負担論」、『名古屋工業大学紀要』第47巻、1995年、44頁。以下、財政制度審議会に関する検討部分の多くは同氏の著述による。また、竹内常一『日本の学校のゆくえ』1993年、38-41頁参照。

育」, 「道德教育の強化」のような対症療法的施策によって解決できるものではないであろう。そのような病む心を生み出した原因こそが取り除かれなければならないにもかかわらず, 病んだ心に対して「病むのをやめよう」と呼びかけてもなんら解決にはならないのである。

さて, 教育における経済的目的を重視する考え方は, こうして60年代から70年代はじめにかけて日本社会の基本的方向として位置づけられていった。文部省は『日本の成長と教育』(1963年)で, 「教育の拡充をはかるための経費は, 生産の上昇を引き起こすための投資と見ることができる」と述べた²⁷⁾。この教育=経済的投資論は, 社会的なレベルのそれからそのまま個人的レベルの教育観として国民の間に浸透し, 拡大再生産された。言ってみれば, それは「教育とは, 社会的に見れば, 社会全体の成長のための投資である。しかし, その経済的成果は市場における個々人の能力に応じて分配される。そのような能力を養うものとしての教育費が, なぜ個人によって負担されてはいけないのか」という考え方である。もちろん, このように極端にすべてを受益者負担とすべきであると述べるわけではないが, 教育活動における社会的な共同事業としての性格, それが目指す基本的な目的, すなわち社会を維持し, 平和的に協力するための能力を養うことが教育の第一の, そしてまたその大半を占める目的であるという見方を, この経済的投資論と, その個人レベルへの拡張論は浸食せざるをえない。

こうして「受益者負担の実際額は, …個人経済的には有利な投資と見なしうる限度内で適当な金額とすべきであろう」(中央教育審議会, 1971年)²⁸⁾, 義務教育「以外の教育, 特に高等教育については, 学生またはその家庭にフルコストを負担させることを原則とすべきである」, 「なぜなら…高等教育は現段階では決して必要財とは言えないし, これを享受している

27) 三省堂『資料日本現代教育史』1979年, 46頁。(淀川雅也「教育投資論と『教育計画』」, 柳ヶ瀬, 三上編『教育費を見直す』大月書店, 1986年, 181頁)

28) 『今後における学校教育の総合的拡充整備のための基本的施策について』文部省, 1971年, 74頁。

のは相対的にいって富裕な階層だからである」(日本経済調査協議会, 1972年)との見方が日本社会の全面にでることとなった²⁹⁾。これと反対に, 義務教育は「社会的便益が大きい」のだから, 「公費負担による無償」制が当然であるとされる。(同, 113頁) だが, そもそもこの「社会的便益」とは何か, 初等, 中等, 高等教育の各段階において, それは異なるものであるのか。ここでもまた, この最も重要かつ根本的な問題についての考察がないままに, それに対する断定的判断が示されているといわざるを得ない。

だが, 実は, 上の中教審答申は, 次のように「受益」について検討することの本質的な重要性を認識してはいた。「財政援助を教育費のどの程度の割合について行うかによって, 教育を受けるものの授業料その他の負担額は大きな影響を受ける。そこで高等教育における受益者負担額をどの程度とするのが適当か」。「教育費は, 社会的には一種の投資であるとみることができるので, その投資の経済的効果のうち当事者個人に帰属するものと社会全体に還元されるものとが区別できれば, それを考慮して受益者負担の割合を決めるのが合理的だという考え方もある。しかし実際には, そのような区別を立てることが困難なばかりでなく, 教育投資の効果は経済的な利益だけでないことも明らかであって, 経済効果だけから受益者負担額を決めることは適当でない。」(下線, 引用者) ところが, ここから一転して, ともかくも負担額は設定せねばならないという現実的, 政治的配慮のもとでであろうが, 論理的検討はここで脇に置かれ, 「したがって, 受益者負担額の実際額は, 教育政策の立場から, その経費の調達が大部分の国民にとって著しく困難でな」い範囲で定めるべし, という論理が採用され, 先の結論に至っている³⁰⁾。ここに見られるように, そこには何ら「受益者負担額の実際額」を導出するための方法は示されていない。その上でそれは「教育政策の立場から」という, 無意味な言葉に隠されて「決定」されていることがわかる。問題は解決されていない。受益者負担額の正当性を支持す

29) 『新しい産業社会における人間形成』, 113-4頁。

30) 『今後における…』, 73-4頁。

る論拠はそこには示されていない。

この中教審答申では、「授業料などの受益者負担額が適当な金額となるよう配慮する」こと、先の「受益者負担の実際額は、・・個人経済的には有利な投資と見なしうる限度内で適当な金額とすべきであろう」（48頁）ことを指摘し、1980年度の「高等教育の受益者負担額の水準を、国民一人あたり個人消費支出に対して、国立では20%、私立では40%となるよう、48年度（1973年度）から漸進的にその水準に近づける」ことが提言された³¹⁾。その結果、国民一人あたり個人消費支出における学費（授業料と入学金）の割合は、71年度で国立3.7%、私立34%であったものが、80年度にはそれぞれ21.1%、44.2%と、ほぼ目標数値の通りとなった³²⁾。

しかし、このような動きと、その背景となった論拠とは、戦後教育理念の持っていた教育の基本的社会的任務、目的に対置、置換され得るような重要性を持つものであることは証明されていなかった。そこでは、社会の構成員となるための能力を育成するという教育本来の任務の副産物としての、あるいは結果としての個人的能力の伸張が、その重要性の論証なしにそれ自体として教育の本来の目的として設定される結果となってしまった。

日本の社会において、戦後しばらくの間その導入が試みられた、民主的な社会の担い手の育成、主権者の育成のための教育から、60年代以降は、経済的な利益を第一とする教育への進路変更がこうして経済成長を第一とする社会風潮の下で進みつつあった。そして、教育とは、公的目的とともに、あるいはそれよりもむしろ私的利益追求のためのものであるとの性格規定を前提として、受益者負担の方向を初めて強く打ち出したのは、1965年の財政制度審議会の答申であった。それは同年の戦後初めての赤字国債の発行を背景として、財政緊縮のための歳出節減のための一方法として受益者負担主義の導入を提言した。66年度後半から始まった第二次高度成長

31) 1971年中教審答申、第一編第三章第二「高等教育改革の基本構想の10」「国の財政援助方式と受益者負担及び奨学制度の改善」より。

32) 三輪定宣、「臨調行革と私学・大学」、『国民教育』1984年11月、92頁。

期はしばらくの間歳出節減の姿勢を緩和させたが、71年のドルショック、72年の石油ショックに伴う高度成長の終焉は、教育支出をも財政的視点からの歳出の全般的な抑制の一環に引き込んでいった。

73年の財政審の報告は次のように述べている。「(先進諸国と対比して、)・・・なお、就学前教育から高等教育、さらに社会教育・体育にいたるまでおよそ教育の全分野にわたり一層の拡充を求める声はきわめて強いものがある。」「こうした要請に対し一定の財政規模の中で対応していくためには、従来以上に制度の合理的運用に配慮していく必要があると思われる」。(12月「農政問題、地方財政問題、社会保障、文教予算及び中小企業対策についての報告」より。)

文部省幹部は、先のように、1970年に国立大学協会との話し合いの中で、「授業料は財源としては60億円程度であり、・・・、問題は私学との関係である」と述べていた³³⁾。74年の建議では、財政審は国立大学授業料と「私立大学における学生納付金との間に著しい格差」があると指摘した(12月建議)。

だが、この70年代中葉以降、財政審では財政収入それ自体としての授業料値上げの必要性が全面にでるようになる。75年には、まず、医療などにおける行き過ぎた受診を改善するための「適切な受益者負担の導入」が提言された(7月「安定成長下の財政運営に関する中間報告」より)。そして77年には、広義の受益者負担概念からの節減合理化の議論が行われた。「財政支出については、これを受益するものとその費用を負担するものとの公平を確保することが必要な性格のものがある。この点で、特に(イ)受益するものが特定している制度、施策等については、他の類似の制度、施策等とのバランスにも配慮して、受益者負担の水準について見直すこと(ロ)所得水準等により、給付対象の範囲につき一定の限度を設けているものについては、その基準等に絶えず検討を加え、他とのバランスに留意

33) 金子「思想史」83頁。国大協、『会報』1970年11月、23頁。

しつつ、対象範囲の適正化を図ること」とし、制度等の合理化の検討事例としては義務教育教科書の無償給与制を、費用負担の公平の確保の検討事例としては、国立大学授業料を指摘している（「歳出の節減合理化に関する報告」より）。そこでは、「受益者負担格差」が私学側に不満を生じさせ、私学助成の要望を強めているので格差縮小が必要であるとのべ、また、私学の学部間格差にふれながら、国立大学においても学部間格差設定を検討する必要があるとしている（12月報告・建議）。

79年には、一般的に「相当な水準の所得階層まで、財政支出からの受益の方が、その家計の負担を上回っている」（12月「公債に関する諸問題及び歳出の節減合理化に関する報告」より）として、受益者負担の適正化を求める姿勢を一層明らかにし、80年には、受益者負担の引き上げを租税負担引き上げに優先させよとのべ、典型例として国立大学授業料を取り上げている（12月「昭和56年度予算の編成に関する建議」より）。

一方、政府財政赤字は一層悪化し、80年度には一般会計の国債依存度は33%に達し、同年12月には臨時行政調査会法が成立した³⁴⁾。財政審議会はこの調査会の活動を支援し、81年12月には、「財政の関与すべき分野についての報告」の中で、財政が関与している財を、純粹公共財とメリット財に区分して示した（前者：警察、消防、外交、防衛など。後者：医療、教育、産業助成など。そこでは後者は温情主義的動機から行われるものと理解されている）。同報告の中ではまた、私学助成について、すでに「相当の水準に達しており、・・主要な経常費につき、国の基準の二分の一が実現されていること、また「私学の教職員の給与水準が最近相当高水準になっていると見られる等の問題」もあると指摘された。

34) 三輪氏によれば、「臨調行政改革や臨教審教育改革のねらいは、経済の停滞、少年非行の増大など、“先進国病”として噴出した資本主義社会の病理現象、体制的危機の緊急対応策」であったとされる。（前掲、94頁）だが、少なくとも後者についてはその後の子供社会の推移を見る限り、20年近くにわたって有効な対策を打ち出し得ていないといわざるを得ない。

臨調の答申では、「国立大学・・・学生納付金の引き上げ」(第1次答申)、「国公立大学の授業料(は)・・・教育に要する経費や私立大学との均衡等を考慮」すべし(第3次答申)、「国公立の大学等・・・私学との均衡等を考慮し、順次授業料等学生納付金の適正化を図る」(第5次答申)³⁵⁾との考えが示された。これらの答申部分の起草者の公文俊平氏は、解説論文の中で、「国立、私立を問わず、大学運営の経費は、・・・直接教育に関わる経費・・・は授業料で賄われてしかるべきだ」「大衆化した高等教育の費用を税金で賄えと要求するのは、理屈に合わない」と述べた³⁶⁾。ではなぜ、大衆化すると税金で賄ってはいけないのか。逆に言えば、エリート養成のためならば税金で賄ってよいのか。エリートの養成は公的なメリットが大きい、大衆のための高等教育は公的メリットが小さいのか。しかし、この点についての公文氏の論及はない。

こうした考えの上に、83年7月には臨時行政改革推進審議会が発足し、上の提言の具体化が押し進められていく。それは大蔵省の教育財政への方針にも反映されていく。たとえば94年版の大蔵省による財政の解説では、「私学助成については行革審で総額の抑制、内容の効率化・重点化等の提言がなされて」いることを考慮せねばならないと説明されている³⁷⁾。そもそも臨調の二大理念は、活力ある福祉社会と国際貢献の二つにあった。前者はすなわち政府が大きくなりすぎたのでそれを見直す、いわゆる民活の方向での社会の改善であり、高度成長以後の新しい社会像形成への一つの方向を示すものであった。だが、それはまた、高度成長期と同様、日本社会の、つまりは企業の成長力維持を最優先課題とするものでもあった。成長第一政策が高度成長期に目に見える社会問題を公害・環境問題の形で生み、それは目に見えるがゆえに対応策も採られた。だが、成長と効率第一の社

35) 『臨調緊急提言』(第一次答申)『臨調基本提言』(第三次答申)『臨調最終提言』1983年、行政管理研究センター、136頁、657頁、667頁。

36) 『現代の高等教育』1982年9/10月号、12—18頁。

37) 尾原栄夫編『図説日本の財政・平成6年度版』東洋経済新報社、1994年、166頁。

会体制は、同時に、経済的能力を基準とした人間の序列化という、目に見えない社会病理の基盤を形成しつつあった。それは特に子供社会の変容として、いじめ、登校拒否、校内暴力などの形で広く国民の間に感知されつつあった。

これに対し、1984年8月には臨時教育審議会が設置され、戦後教育の諸問題が審議された。臨教審も、その基本的課題の一つは、こうした戦後社会の学歴主義に従属した画一的教育（その内実を受験教育）と一元的序列化にあることを認識していたかに見えた。しかし、臨教審に呼ばれ講演を行ったこともある大田堯氏は、臨教審答申は、結局のところ、教育荒廃をもたらした経済効率優先主義の社会全体の質を問うことなく、その延長線上で「改革」を行おうとしていると批判するに至った³⁸⁾。氏の指摘が正しいとすれば、競争主義的な教育は、すなわち競争のみが前面にでた教育は、確かに教育そのものの中身を無味乾燥なものとする。「人間という動物は、」そもそも「外から来た刺激に対して、早くかつ正確に反応するのは不得意な動物」であり、それができるのは「むしろ下等な動物に多い」。「人間の学力の在り場所は問いと答えとの間にある」。「正答の出来高だけに目を向けがちで、今の選抜原理に支配された教育実践は、人を育てる立場からは改められなくてはならぬ」³⁹⁾。確かに、学ぶ過程の感動なしに、テストで答えるためだけに勉強をすることは、「できる」子にとっても「できない」子にとっても、学校を無味乾燥な場所とするであろう。競争がまったく無用なのではないが、それが教育の中でいわば「主導権」を握ったときに問題が生ずるのであり、それが実際に現実化したのが高度成長期以降の日本の教育政策と教育実態の内実であったといえよう。

ともかくも、教育現場の問題点に答えようとする姿勢をある程度は保持しようとした臨教審であるがゆえに、教育財政に対しても、臨調、行革審

38) 大田堯『教育とは何か』、岩波書店、1990年、164頁。

39) 大田堯、堀尾輝久『教育を改革するとはどういうことか』岩波書店、1985年、138頁。

の認識と臨教審のそれとの間には若干の相違点が生じた。1987年8月の臨教審最終答申（第四次答申）では、受益者負担の適正化等の視点から教育財政の見直しが必要と述べつつも、そこでは義務教育費国庫負担のあり方、学校給食のあり方等が例示されるにとどまった⁴⁰⁾。そして家計の教育費負担の軽減の必要性が指摘され、それは教育の機会均等の確保という観点から重要であると指摘されている⁴¹⁾。すでに第三次答申（87年4月）において、「授業料をどのように考えるかについては種々の立場があるが、受益者負担の原則の他、高等教育の社会的効用、大学在学中の機会費用、父母の家計負担能力、さらには教育の機会均等、・・・などの総合的観点を排除することはできない」と、その71年の中教審答申の考えと同様、学費負担原則の検討のための正しい総合的視点を提示している⁴²⁾。臨調、行革審は基本的には70年代に拡大した政府規模と財政赤字に対する切りつめ策の検討が課題であったが、臨教審はその点を一つの問題として検討課題に含みつつも、教育全般の問題に教育それ自体の視点から対処しようとするものであった。だが、残念ながら、それはその後の子供たちの病理現象の一層の悪化、病理的行動の拡大、深化の現実を見れば⁴³⁾、先に述べた「見えない病理現象」に対する十分な対策を打ち出しえたとは言えない⁴⁴⁾。そして、臨教審ではその改善が求められた教育費の軽減の課題も、政府全体としては、先の臨調、行革の引き締め基調の中で実現しないままに、国立大学の授業料も依然として上昇し続けている。また、84年9月には日本育英会法が改正され、受益者負担方針に沿ったもう一つの施策として、有利子貸与制度が併設された⁴⁵⁾。

40) 同調査会最終答申（1983年3月14日）、134—5頁。

41) 『教育改革に関する答申 第一次～第四次』大蔵省印刷局、1988年、304頁。

42) 同、216頁。大川政三氏は「国の政策への奉仕という点で、国立大学に特にきわだったものはない」、「大学の果たす社会的効用、公共利益性は、国・私立大学間に本質的な相違としては存在しない」と述べる。（『大学学費論の非経済性を正す』、『現代の高等教育』1983年4—5月号、11頁。これは正しい。問題は、ではどちらの水準で学費負担をそろえるかにある。

「1980年代に入っては、このような対価主義的な主張が授業料増額論のむしろ基調になる傾向が見られる。1983年の第二次臨時行政調査会の第三次答申は『国立大学の授業料については、教育に要する経費や私立大学との均衡等を考慮し』と述べ、[『経費』が『均衡』よりも前に置かれている]⁴⁶⁾。このような流れに対して、金子氏は「わが国においては高等教育の機会均等の理念が正面から政策目標とされたのは戦後になってであって、・・・機会均等の実現がすでに問題でなくなりつつあるという最近の認識は幻想にすぎないとすれば新しい理念は、機会均等を高等教育体系全体の中でどう保証するかという問題に密接に関わって提起されることになる」と述べる。(同) 上で見たように、これまでの財政的視点からの議論は、決してこの教育の目的論、そこからの系論としての負担者論という基本的論点に正面から取り組み、それを覆したものではない。それは単に財政的余裕のなさという現実から、直ちに、他の支出の重要性との比較にお

43) 第15期中教審の第二次答申(1997年6月)では、日本社会はものの豊かさは実現したが心の豊かさを失っていると問題を指摘している。同答申ではその対策として大学、高校の入試改善を提案している。臨教審あるいは中教審は、子供たちの問題現象の原因を学歴偏重社会と画一的な教育に求めている。だが、50年代、60年代においても教育の内容は同じだった。変わったのは、それよりもむしろ、先の太田氏の指摘にもあるように社会全体の雰囲気、教育を取り巻く、子供たちを取り巻く社会それ自体にあると言えないだろうか。そうだとすれば、文部省の主導する一連の対策は的外れである。教育にゆとりを持たせることは何らかの好影響をもたらすだろうが、いわば社会それ自体が健全な姿、姿勢を取り戻すことこそが根本的な解決策になるのではないだろうか。

44) 堀尾輝久氏は次のように述べている。「臨教審の持っていたもう一つの問題は、現状の競争主義・テスト主義的な教育、偏差値輪切りの教育を変えてほしいという父母や子供たちの願い、あるいはいじめや登校拒否問題を解決してほしいという願いと正面から向き合い、それに答えようとしなかった点である。」(『現代社会の教育』岩波書店、1997年、179-80頁)。とはいえ、臨教審の設置の動機の一つに、これら現場での問題状況を解決すべきだとの動機が含まれていたことも確かである。だが、それ以降の教育現場での問題状況がいつこうに改善せず、それどころか悪化している現状からは、このような批判が生じてもやむを得ないといえよう。

45) 井深、前掲、50頁。

46) 金子「思想史」、84頁。

ける証明もなしに、その一部としての教育支出の切りつめという結論を自明のものとして提示したものにすぎない。70年代以降、30年近くにわたって進められてきた国立大学授業料の引き上げ傾向は、決して真に十分な「財政的」、あるいは社会的根拠に基づくものではない。

こうした理由の下に高等教育に対する公的支出が抑制される一方で、家計負担だけが增大していく経過が現状として指摘されている⁴⁷⁾。1981年以降、「増税なき財政再建」の下で、高等教育に対する公的支出の伸びが止まった一方、家計の負担は伸び続け、82年頃から家計のそれが政府のそれを上回り始めた。だが、これをもって「大学教育は、『社会のために』必要なものという価値判断から、『個人の好み』の問題に変質したことになる」⁴⁸⁾と判断するのは早急にすぎるであろう。それは結果としてそのような支出比率になったということであって、国民の行動動機までが変わったことを示しているわけではないからである。

第五節 負担原則論の焦点 —高等教育の社会的意義—

前節で我々は近年の受益者負担の増大の論拠としての財政的議論を見たが、それは第三節に示した高等教育の社会的意義を十分に論じた上での説得力ある議論ではなかった。教育費はそもそも誰によって負担されるべきか、あるいは「教育は誰のためにあるのか」⁴⁹⁾。ある財の費用の負担論においては、われわれはしばしばその効果が誰に帰属するかによって、社会の負担、個人の負担を主張する。「それによって利益を得るものがその負担も担うべきである。」これ自体は当然の考え方である。受益者負担主義という

47) 矢野『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部、1996年、11-13頁。

48) 同、12頁。

49) 教育費は誰が負担すべきかの問題は、教育は誰のためにあるのかの問題である、と矢野眞和氏は述べている。(『高等教育の経済分析と政策』1996年、玉川大学出版部、8頁。)

のも、字義通りに解釈すれば、そもそもこの考え方を言い表したものである。その点では、社会の負担論も、その「受益者」が社会全体であるときの受益者負担論の一種であるということもできる⁵⁰⁾。

これと異なり、近年の受益者負担論は教育の効果のうちで個人に帰属する部分は相当程度大きく、その分は個人に負担させよと論ずるものである。他方では、上のように教育の公共的效果をほとんど他を圧倒する重要性を持つものと見なす公的負担論の考え方がある。それは教育を政治制度や司法制度と同様に、社会を開始させ、その平和的維持を可能とするための基本的基礎構造と見なす。それは個々人に帰属する個人的利益を圧倒するほどの社会的利益をもたらすものと見なされる。すなわちそれは教育を人間が現行社会に入っていくための重要な前提財、社会的な基礎財と見なしている。社会的基礎財、前提財としての教育であるならば、それは社会の共通資産から賄うべきものとなる。さらにそれは教育が平和という最重要の財をもたらすための手段としての財であるとも見なす。先の国連関連の宣言、規約等に示されている「平和の達成のための人格形成のための教育」はこの考え方によるものと言える。そこには、最大の共通財としての平和を作り出すための基礎的財としての教育の重要性が謳われている。そして、人格の完成と他者への尊重を作り出すことは個人的利益とは見なされていない。それが目指すものは世界の、あるいはすべての社会的集団間の平和である。平和的協力のための資質の育成は社会的な共同事業である。それは社会の存続、発展のための最も重要な前提的作業である。このような考え方がその底流にあると言えよう。

教育の目的に対するこのような共通構造論的考え方それ自体は、先の人

50) たとえば梅木晃氏は次のように述べる。「教育投資は、・・その個人が属する社会全体に波及する便益をも有している。しかも、社会的便益の方が、私的便益よりもはるかに大きいものと考えられる。」(国民金融公庫総合研究所編『子供の教育費と家計の動向』、1994年版、43頁。)では、このような直観的判断を支える論拠は何かが次に問題となる。

権規約の批准の際に日本政府、日本国民によっても承認されていると言ってよいであろう。先の批准の際に留保されたのは、あくまでも中等、高等教育における漸進的無償化の考え方のみであったと考えられるからである。もしそうだとすれば、先の園田、内藤両大臣の発言にあった、日本国民はこの基本的な目標を堅持しつつ、事情が許すようになれば、すべての教育の無償化に向かって前進すべきであるということは、このような最終的な教育目的に向かって、それが促進されるように教育費負担の問題も解決されていくべきであることを意味することになる。教育が目指すものがこのようなものであるとすれば、それは明らかに社会的な基礎財、共通財である。その後の国会の議論において、同規約の批准時の議論を巡って、当時の政府の見解が取り消されたことは未だかつてないことを見れば、このような基本的見解はいまだに有効であると言ってよい。仮にこの目標それ自体を認めた上で、そのための手段としての教育の無償化を留保しているとすれば、それが許されるのは次の理由しかあり得ない。それは、人間間の平和的協力という最終的な目標の達成のために、他の財政支出項目の方が効果が大きいと判断されるか、あるいは、そもそも平和という目標に優る目標が存在する場合であるが、この点が明示的に議論されたことはない。

一方、より根本的な選択肢として、先の批准以降の政府の解釈が、教育の役割としての平和の達成のための人格形成に圧倒的な比重を与えないという教育観の上に立つものになったという解釈が成り立つとすれば、すなわち、個人的利益の追求のための部分が相当に大きいという理解に変わったとすれば、そこからは教育の無償制に対する根本的な対立思想、たとえば先の狭義の受益者負担論が生じてくる余地がある。しかし、そのためにはまず、戦後から少なくとも批准時にかけて保持されていた教育目的論の解釈を、国会としてもこれを変えるに至ったことをいずれかの時点で明確にしなければならないであろう。

そして、いずれの見解が選択されるにしても、その究極の選択主体は国民である。かつてはともかく、果たしていずれの考え方が現在のあるいは

近い将来の日本国民のそれであるのか。われわれはこの残された論点としての、教育費一般、あるいは高等教育費の負担原則に関わる上述の根本的疑問を解決しなければならない。論点は次の点にある。「教育とは何か。それは何のためのものか。それは社会的、公共的な利益、共通善を主たる目的とするものか、それとも個人的利益を主たる目的とするものか。あるいは、両目的をそれぞれ相当程度の割合で含むものであるのか。」

教育目的観には、確かに現在のところ、上のように、共通善(共通利益)を目的とするという理解と個人的善(個人的利益)を目的とするという理解との二つが存在していると言えよう。前者はそもそもは、市民社会成立期に、その社会の担い手としての市民を育てるために必要とされたものであった。さらにまた、市民社会の一定の進展の後に、二つの大戦への反省から、平和的世界の形成のための人格の育成を目指して再度その必要性が強調された。そこからは当然、それだけの重要な共通善を達成するためであるのだから、社会全体が無償でそのような能力をより多くの子供に保証するという考え方が生まれた(国際人権規約などの教育費の無償あるいは無償制の漸進的実現の規定)。

後者、個人的利益論は近年とみに日本の財政当局を中心に重視されるようになった考え方であった。だが、この考え方はそもそも教育の受益とは何か、高等教育の効果における公私の割合はどれだけのものかという問題に対する明確な回答を欠いていた。むしろ、その背景には先のように、私学との均衡論と財政的余裕論という副次的な論拠しかなかった。その意味では私的負担論は未だ十分な説得力を欠いた主張にとどまっていると言ってよい。

ただ、日本でこの主張が一定程度受け入れられているように見える背景には、戦前、戦後を通じた強固な学歴社会の存在があると言えよう。つまり、日本では高等教育、また教育一般の目的が、それ自体がもたらす人格の育成あるいは市民社会の担い手の育成と言うよりも、むしろ外国から輸

入した社会秩序の位階制の中で、自らの子弟を官僚機構の中でどれだけ高い地位、高い収入の位置につけるかという目的のための手段としてより多く見なされてきたということである。これはおそらく、市民社会の形成の苦しみ、担い手の育成の重要性を経験、理解することが少なかった日本の歴史の特殊性から生じたものであろう。市民社会形成の要素として本来重要である教育目的の必要性が全面にでることがないとき、残った教育の役割は位階制への到達手段としてのそののみとなりやすい。戦前のこの目的構造は戦後日本社会でもそのまま今度は会社秩序の序列の中で、大中小の会社序列、また会社内での序列の中での昇進のための手段として再生産された。それに戦前どうりの官僚制機構における昇進手段としての学歴主義が加わっていた。そこでは教育は文字通り個人の高収入、高い地位のための手段と見える、特に強調されて見える。このことがおそらく受益者負担の考え方を支え、受容しやすくさせる土壌となっていたと言えよう⁵¹⁾。だが、このような大まかな日本的特徴を付け加えたとしても、それはそれだけでは受益者負担の考え方の当否を示す議論とはなりえない。そこではやはり先の根本的な問題、教育とは何か、それは誰にどのような効果をもたらすことをねらって行われるものかという問題は十分に解決されてはいない。

教育一般の、また高等教育＝大学教育の目的、その社会的意義についてさらに詳しく考えるため、そのてがかりとなるような別の見解を新たに検討してみよう。

51) 近年の経済界からは、世界で通用する、広い教養を持った人間を大学は養成してほしいとの声も聞かれる。しかしその一方で、高レベルの技術者がほしいとの経済的要請も並行して語られる。これらは、一方では子供の内面的成長のゆがみへの反省と、他方では対外的な競争力の維持への不安とからの発言であるが、前者への期待が主軸に据えられない限り、経済界からの発言が教育の内容を大きく左右する日本社会では、現行の教育のゆがみは、政府、官僚によっては十分にはたされることがないであろう。経済界の責任は重い。

経済政策の原理の見地から教育費の負担、機会均等の問題に対して言及している数少ない論者の一人として、熊谷尚夫氏は次のように述べた。彼は教育費の公費負担が望ましいとし、その理由を次のように述べる。「すべての人材に能力にふさわしい教育の機会を保証することは、単に分配上の見地から望ましいだけでなく、経済全体の生産性の上昇のためにも必要とされる」⁵²⁾。「分配上の見地から望ましい」とする理由を彼は、公費負担が、「すぐれた教育の機会を享受すること自体が富裕な家庭の子弟のみの特権とな」ることを防ぐから、すなわち「稼得能力の不均等がまた世代をつつじて固定化される」ことを防ぐからであると言う。ではなぜ固定化されてはいけないか。熊谷氏にはそれは当然のことと理解されているのか、その説明はない。彼が他の箇所で使っている言葉からその理由を推測すると、彼は「両親のpaternalismをさらに国家のpaternalismによって補う必要があるかもしれない」と述べていることからして、彼自身の社会観としての温情主義的な理解がその背後にあると見てよいであろう。だが、先に示した、大学の授業料負担を巡る争点にも示されているように、そもそも教育とは何か、その社会的、私的効果は何かについて、われわれの社会は現在一致した考えを持っていないのであって、熊谷氏のこのようなパターンリズムの視点も、その内容がそれ以上明らかにならない限り、それが本当に現行日本社会の基調となりうる考え方なのかどうかは不明のままである。

この点は、「経済全体の生産性が上昇するから」とのもう一つの理由づけについても同様である。なぜそうなることが望ましいのか。誰にとってそれは望ましいのか。問題なのは、熊谷氏がこの全体の生産性上昇分のその後の分配方法について述べていないことである。単に社会全体の生産物が増えたとしても、それはせいぜい、その分配方法いかんによっては社会全体の満足の総計が以前より増加する可能性を含むと言えるだけである。しかし、それだけならばそれは単に、いわゆる満足の総計の増大を行動基準

52) 熊谷尚夫『経済政策原理』岩波書店、1964年、348頁。

とする形式的な功利主義にとどまる。それに対してはジョン・ロールズらの、それが持ちうるどころの、個人の厚生に対する侵害の可能性を内包すると言う反論が成立する。経済全体の生産性が上昇することは、教育の公費負担の十分条件とはならない。必要条件であることも証明されていない。こうして、先の問題は氏においてもやはり解決されてはいない。

政府側からの見解としては、大蔵省の尾原栄夫氏は、平成6年版の財政の解説書の中で次のように述べた。教育は「ある個人の消費がこれらを直接消費しない人々にも便益を及ぼす」ものである。「近年の厳しい財政事情の中,」「私学助成については行革審で総額の抑制・・・等の提言がなされている」, また, 「私立大学との格差の現状及び・・・国立学校特別会計における自己財源の必要性等を総合的に勘案して,」授業料を引き上げる⁵³⁾。ここには教育の持つ広範囲の便益が意識されてはいるが、その意義の十分な検討はなされずに、単に行革審の提言、財政的視点、私学との均衡の視点のみがそれに優先されて、結果としての受益者負担の方向が選択されている。ここでも、本来の問題点の検討はなされていないままである。

経済同友会は1994年に「大衆化時代の新しい大学像を求めて」と題する提言を発表した。そこでは教育を受ける利益は受けた者が享受するが、研究の利益は国民全体に及ぶとの考えを示し、教育に受益者負担の原則を導入することを求めているが、これもまた一つの仮説にとどまっている⁵⁴⁾。

一方、国立大学協会では、すでに85年11月に第六常置委員会は、国立大学の授業料の受益者は国であるから、授業料は本来国が負担すべきであるとの見解を示していたが、1992年には財政制度審議会が国立大学授業料に学部間格差を導入すべしと提言したことを契機として、さらに同委員会で授業料問題に正面から取り組むこととなった⁵⁵⁾。果たして、受益者は国＝社会であるとの見方が正しいのか。受益者は誰なのか。問題はやはりここに

53) 尾原栄夫編『図説日本の財政・平成6年度版』東洋経済新報社、1994年、164頁。

54) 日本経済新聞1994年11月6日社説より。

55) 広重力「国立大学と学費」『現代の高等教育』361号（1994年11-12月）、15頁。

行き着く。

市民社会における経済学の始祖の一人であるアダム・スミスは、公教育の必要性として、それが時代の流行が必要としない基礎的な科学を存続させること、武勇の精神を育て、国を守るために必要であること、また、極端な無知を防ぐことは、社会の安全に関わる重大問題について、人が気まぐれな判断を下すことを排除するがゆえに必要であることを述べている⁵⁶⁾。特に社会の安全に関わる判断の箇所では次のように述べている。「分業が進展するにつれて、労働によって生活する人々のはるか大部分、すなわち人民大衆の職業は、少数のごく単純な作業に・・・限定されるようになる。・・・それゆえ、彼は自然に、・・・およそ創造物としての人間がなりさがれるかぎりのばかになり、無知にもなる。」「国家はかれらの指導からすくなくからぬ利益をひきだしているのである。彼らは指導されればされるほど、無知な諸国民の間ではしばしばもっともおそろしい無秩序をひきおこすところの、狂信や迷信にだまされることがそれだけ少なくなるのである。」「自由な国々、すなわち政府の安全性がその行動についてくださるであろう人民の好意的な判断に依存するところがひじょうに大である国々では、人民がそれに関して性急な、または気まぐれな判断をくだす気にならないということが、確かに最高の重要事であるにちがいないのである。」この最後の理解は、我々に二度の大戦の経験を思い起こさせる。スミスの主張から1世紀半の後も、我々は人種や民族間の優等、劣等といった「狂信や迷信

56) 『諸国民の富』岩波文庫、1966年、第5編第1章第3節「青少年のための諸施設の経費について」より。156～169頁。「・・・公共社会は人民の教育になんの注意も払ってはないのであろうか。」「もし教育のための公共的な諸施設がなにもないならば、多少とも需要のない体系や科学・・・は、まったく教えられなくなるであろう。」「あらゆる社会の安全性は、・・・必ずつねに人民大衆の武勇の精神に依存するものである。」さらにまた、「彼らは指導されればされるほど、無知な諸国民の間ではしばしばもっとも恐ろしい無秩序をひきおこすところの、狂信や迷信にだまされることがそれだけ少なくなるのである。その上、教育のある知的な人々は、無知で愚鈍な人々よりもつねに礼儀正しく秩序を重んじる。」

にだまされ]、「気まぐれな判断をくださった」ことに対して深刻な反省を促される結果となった。戦後の日本の大学教育において、偏った専門技術者でなく、人間社会のあり方についてバランスのとれた判断力を持った市民を育てることが今後重要であるとされ、教養教育を重視しようという姿勢を取り入れるに至ったのはこのような反省に立った上でのことであった。このような教育目的に関しては、スミスの時代においてはそれを「優れた市民を育てる教育」、第二次大戦後の世界においてはそれを「優れた主権者を育てる教育」(少数の、ではない、すべての国民を)と言い換えることができよう⁵⁷⁾。

大田堯氏は、基本的に、教育とは種の持続のための営みであるとする。氏は拾遺和歌集(13世紀)にすでに記されている言葉「ひとなる」、そしてかつての私たちの祖父母の時代の「ひとねる」との言葉を引きながら、人間の子が人間に育つためには、実の親だけでは足りない、それは人間社会の、周囲の人々全体による作業であった、それによってのみ可能であったと述べる。「・・地域共同体、近隣、血縁の中での一人一人の子どもに即しての綿密な子育てと教育の秩序に守られて、種の持続が行なわれてきた」、
「すべての子に人間としての資格が与えられなくてはならない、一人前の人間になってもらわなくてはならない、そういう教育の目的がしっかりすわっているのです」、
「実の親は、数ある親の一種類にすぎない・・実の親だけでは、人間の子に育ちきれない」、
「弱い人間の子を人間にまで育てるねんごろな営みは、種の持続のための営みとして、我々が今日、教育と名づけるものの、もっとも根底にあるものとして、長く持続してきた」、
「かけているのは、今の大人たちがばらばらで、大きな共同の課題に生き、子ども・青年が内面からの共感でそれにすすんで参加していける条件を提供することができないでいるということです」、
「種の持続の営みとしての教

57) 増田孝雄氏は『主権者を育てる教育』の中で、義務教育段階をさして、それは主権者として生きていく力を身につけるための教育であり、社会の責任であると述べている。(1994年、光陽出版社)

育を問い続けたい」⁵⁸⁾。「子育て自体は、種の持続のための共同事業であり続けてきたと私は思います。親権自体も種から委託されているものと私は考えるのでして、それは自然の掟のようなものではあっても、私事ではないのです。」⁵⁹⁾

このような見方は、日本におけるここ2、30年ほどの特徴に見られるような、子育てが「人類のかつて経験したことのない」「孤独な両親に委ねられている」状態に対する警鐘となっており、その何百、何千倍もの長い間、人間社会がその子孫たちを育て上げてきた基本的な方法を私たちに思い起こさせてくれるものと言えよう。

これと似た見解は矢野真和氏にも見られる。「教育は・・・未来への投資である。・・・未来に生きる見知らぬ他人の普通のこどものための投資は、大人世代から子ども世代への利子つきの贈り物である。」⁶⁰⁾氏はここからただちに「家計負担が必要ないと主張したいわけではない」と付記するが、同時に、「大切なのは、『未来』の『全体像』についての息の長い専門的議論と調査研究の蓄積である」と指摘する⁶¹⁾。

広重力氏も「一国の未来への最大の投資としての人材育成に、短期的な財政均衡論がまかり通るとしたら、その国民に未来はあるのであろうか」という表現で、教育の基本的目的を再考することの必要性和、それなしの近視眼的な教育財政論の危険性を指摘している⁶²⁾。欧米では基本的には高等教育の一層の普及と学費を軽減する流れが強まっている。

これらの論者の危惧の延長上において、もしもこうした本来的な教育の

58) 大田堯『教育とは何かを問いつづけて』岩波書店、1983年、208～215頁。

59) 大田堯『教育とは何か』前掲、岩波書店、1990年、181頁。

60) 矢野真和、日本経済新聞、1997年11月7日付け。

61) 矢野真和「社会変動と教育費」、『教育と情報』第416号（1992年11月）、6頁。氏は、日本の奨学金の不備に言及し、その将来は、教育に対する公的負担を「充実すべきだ」という価値判断及び政治的判断が国民の中にどれほど浸透しているかが決め手になる」とする。

62) 広重力『現代の高等教育』361号（1994年11-12月号）、17頁。

意義に反する教育が行なわれたときはどうなるかについて、堀尾輝久氏は次のように述べる。「それを逆に一人ひとりの利益にだけつながるものと考えれば、それは容易に受益者負担論と結びつきます。」「教育や学問を受益者がお金をだして買うのだという発想になれば学問や文化を身につけた人がそれを自分の利益のために利用するのは当然だ、・・ということにすぐなってきました」⁶³⁾。また、井深氏もこの点を経済的コストの増大の視点にも論及しながら次のように表現する。「受益者負担主義は、子供・青年を父母に依存させ、教育を経済的成功の手段として、教育における競争秩序を是認する傾向を促進する。・・今日の学校教育における病理の根本原因の一つは受益者負担主義にあるといっても過言ではない。その意味で、経済的効率性を追求する受益者負担主義は、あたかも教育公害をもたらし、その対症療法に要する経費が嵩む結果、返って経済的にも不効率になるといえるのではなかろうか。そのことは、一兆円産業といわれる教育サービス産業に流れる家計支出を、租税の水路を通じて公教育に振り向けたと仮定した場合に広がる可能性に目を向ければ容易に想像できよう。」⁶⁴⁾

以上の大田氏から井深氏までの主張で強調されているのは教育の公的性格であり、その社会的効果の重要性である。それは教育の中心的な性格として、ほとんど唯一とっていいほどの重要な性格として扱われている。たしかに、貨幣換算したときのその効果から見れば、こうした効果は数値としては明示されにくいものである。しかし、「人間の子どもを人間として社会全体が責任を持って育てるのが教育だ」という主張は、先に示した市民社会の構成員を育てるといって教育の基本的任務の、そのまた基礎的部分を述べたものと言えよう。先に示した教育の基本的性格とは、教育を「社会を開始させ、その平和的維持を可能とするための基本的共通構造」であり、「人格の完成と他社への尊重を作り出す」ためのものと想定するもので

63) 堀尾輝久『教育基本法はどこへ』有斐閣、1986年、207頁。

64) 井深、前掲、50-51頁。

あった。そしてそれは単に初等教育のみならず、高等教育に至るまで一貫して重視されるべきことであり、また高等教育では一層重視されるべきことであると言えよう。このように教育の眼目は人間が人間となること、人間が人間社会の中で協力していける能力を養うことであると考えてよいとすれば、それに必要なのはまさに、自然工学的技術を養うこと以上に、他者への尊重を養うことを通じた人格の完成にあることは明らかであろう。

以上の議論を振り返るとき、教育の目的は何か、という基底的な問いは、実はわれわれが教育に何を期待するか、どのようなものとして教育を作っていくか、という問いでもあったといえよう。その目的が、人間の子供たちが社会を形成し、平和的に協力していく能力を身につけることにあると考えるとすれば、それはまさに社会の形成・存続のための前提条件であり、それゆえにその費用負担は社会全体の共通費から賄うべしということになる。そしてまた、目的からのみならず、負担能力の点から言っても、われわれがかつてのような、自然資源を各人が占有し、自給自足的な生活を送るのではなく、現行の市場経済的な社会システムを維持し、その中でわれわれの子孫が生存し続けていくことを選択するのならば、そこで各人の能力の育成はもはや〈封建時代のような同等な資産を持った親たち〉に頼ることはできない。それは今や、社会的共通費によって賄われる以外にないものとなる。

小括

以上の各節の検討から、従来の諸見解を見る限り、現代社会においては、教育とは人格の完成と他者への尊重をその目的とするものであり、市場経済社会に一人一人の人間が入っていくための前提であり、それゆえにまたそれは社会の共同作業であるという考え方はいまだ否定されていないということになる。そうである以上、そのための必要物、負担は原則として社会の共同負担となるべきであり、税金で賄われるべきであることになる。

う。

人格形成の一半としての各人の個人的能力の伸張によって、社会全体の生産性を上昇させるという形で、社会全体に貢献し得るといふ教育の性格と、さらにまた、それに優る重要性をもつところの他者の尊重という、社会的協力のためには最も重要な財であるものを生み出し得るといふ教育の性格を前提としながら、その費用負担方法を個人的なものとする方向に進むことは、逆に各人に対して、教育の成果を個人的な利益に奉仕するものとしてそれを自らの私的利益の中に囲い込もうとする性格をもつものに変質させてしまう危険性を生じさせる。そのような私益重視の行動選択の道は、各人をして、自然資源分配・成果分配の両ルールを選択という、より広い社会的ルールを選択においても一層利己的な行動をとらせることになろう。これとは逆に、もし各人の能力が共通に公費によって伸張させられるとしたら、すなわち高等教育に至るまでの教育の機会均等が実現しているとしたら、社会的生産性が上昇するその部分のどれだけを個々人に帰属させ、どれだけを社会に帰属させるかという基本的な社会的分配問題の場面においても、過剰な利己性にとらわれることなく、基本的には各人が社会的生産に入るときに所持する能力によって、すなわち教育によって伸張された能力の貢献部分によって測定されることに異論が唱えられることはないであろう。

社会的生産に入るまでの能力成長期間は、そしてその能力の核心は生産能力と他者を尊重する能力のふたつであるが、社会が共同責任でそのための作業=教育を行なうこと、これが現代の、そしておそらくは今後長期にわたる人間社会の正しい教育費負担原則であろう。日本よりも市民社会としての社会の形成の重要性がより早く、より強く認識され、そのもとで高等教育が無償かそれに近い水準にある欧州と、そしてまた、若干の様相は異なるが私的公的な奨学制度によって高等教育の社会的支援の体制が日本よりも格段に大きい米国と比べ、その市民社会の形成の点で遅れをとる日本社会は、この現代市民社会における教育本来の任務、人間社会の担い手

としての子供達の育成と、そして特に現代社会において、平和的な協力関係を築くことのできる国民、また地球市民を育てるという基本的な教育の任務を軽視しやすく、それが高等教育に対する公的負担の弱さとなって表れてきたといえよう。

しかしながら、この遅れを取り戻すべく、この教育の真の目的観は、戦後の日本において、憲法と教育基本法の目標のなかに明示されていたはずであった。たしかにその後の経済成長の目覚ましさと、市場経済システムの肥大化とも言える成長は、私的利益をめざした人間行動がすべての行動の基本となるかのような幻想と促迫感を日本社会に、日本の教育界に、そして世界の多くの国々に醸成した。だが、それが教育に、子育てに、子供達の世界に何をもたらしたかは今や明らかとなりつつある。今、文部省をはじめとして多くの人々が、「異常な子どもたち」を前にして戦後教育の問題点を見つけ出そうと苦しんでいる。本稿の視点によれば、上の考察より、こうした問題も、戦後提示された教育の基本的目的が経済成長の過程で軽視されたこと、すなわち経済と教育の間のアンバランスから生じたものと理解される。大学学費の高騰もまた、こうした教育目的の誤認という基本的過誤から生じた副次的誤りであったとみなされる。その誤りは正されなければならない。そして、その改革の正当性は、教育が本来持つ公的目的に関する本稿での議論によって支持されているといえよう。

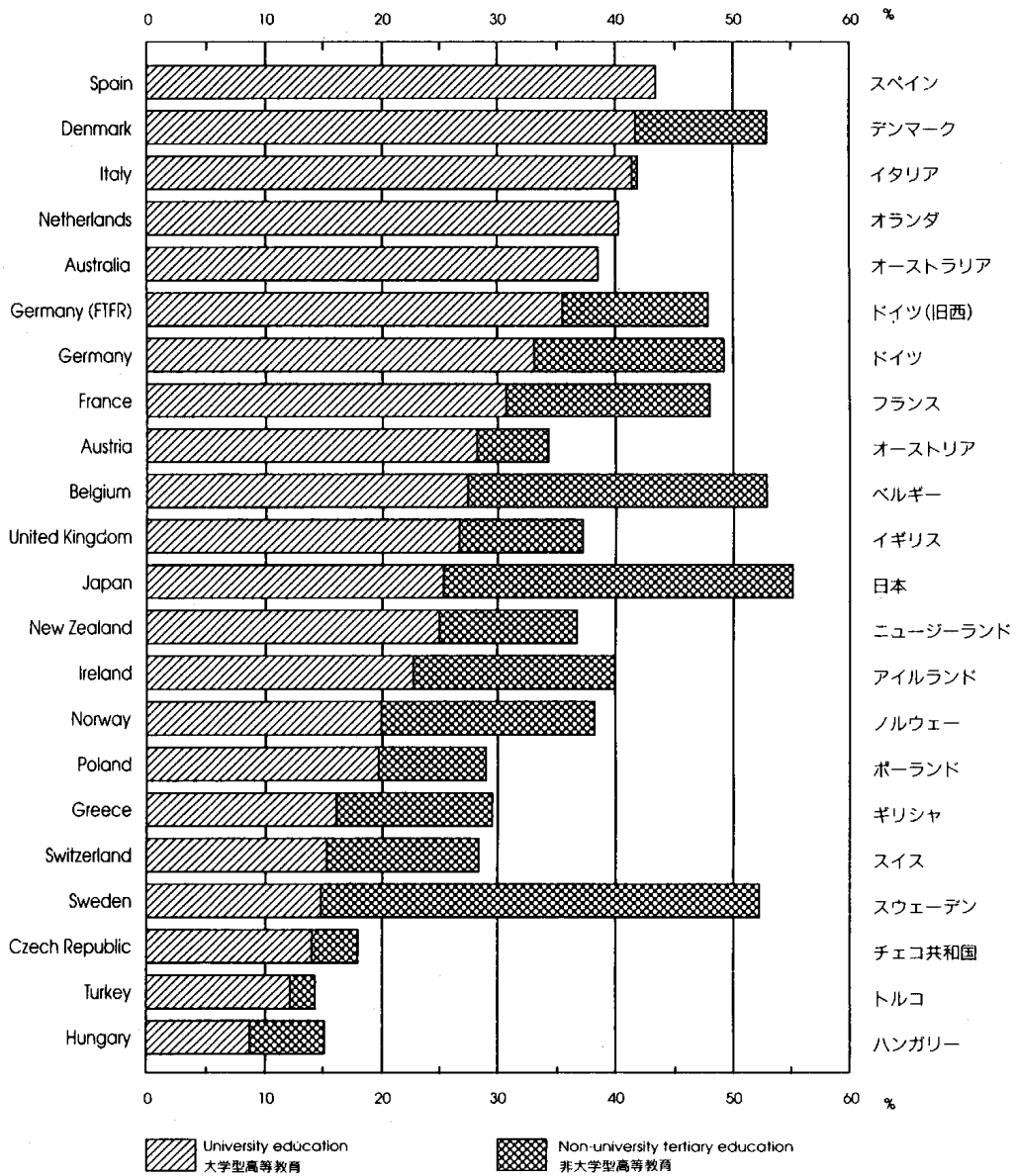
参考資料

1：大学授業料無償化に要する費用

教育費を通じた日本の教育体制の改善は、こうして、特に見劣のする大学教育に対する対国内総生産費としての教育費支出比率を少なくとも欧米並みのそれに引き上げることによって始まるであろう。国家財政における教育文化費の対一般会計歳出予算比は、1994年度で8.1%であった(5.9兆円)。大学生全員の授業料の無償化に要する費用は1.25兆円(概算：50万円×250万人として)であり、歳出全体の1.7%にすぎない。

2 : 高等教育への進学率

図 P05 :
フルタイム高等教育進学率
入学該当年齢人口に対する
新入学者の比率
(1992)



Countries are ranked by the total of university entry rates

国は、大学型高等教育への進学率が高い順に並べた。

(出所: *Education at a Glance : OECD Indicators*, Paris, 1995. 『図表で見る教育: OECDインディケータ』 ぎょうせい, 1996年145頁)

3：高等教育への進学率（％）

	87年	88年	89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年
日本	87年	88年							
米国	(大学, 短大等)					39.4%	41.4	3.9	45.8
	(フルタイム)		43.6	45.0	48.9	48.6			
	(パート含む)		61.7	62.8	67.3	66.2			
英国	(フルタイム)			32.1	41.0	50.4	56.4		
	(パート含む)			55.8	67.7	79.2	87.1		
仏	29.4%	…	34.3	38.0					
独					33.0	33.9	32.7		

(出所：文部省『教育指標の国際比較』1996年版，9～13頁)

4：大学生生活費（自宅，寮，下宿などの平均）

	国立	私立
収入		
家庭から	104,6500円	151,2200円
奨学金	12,7800円	11,1700円
アルバイト	34,9200円	41,2200円
その他	7400円	41,3600円
支出		
学費	49,7000円	109,5300円
(うち授業料)	33,2200円	69,4600円)
(その他納付金)	4000円	21,8100円)
生活費	95,8900円	86,2800円

(出所：文部省『学生生活調査』1992年度) (『教育データランド』1996-97, 50頁)

5：学部学生の奨学金（日本育英会奨学金）と国立大学授業料の推移

1973年度	奨学金/授業料	2.46	奨学金/ (授業料+入学金)	1.84
1974年度		2.79		2.09
1975年度		3.30		1.38
1976年度		1.39		
1986年度		1.45		

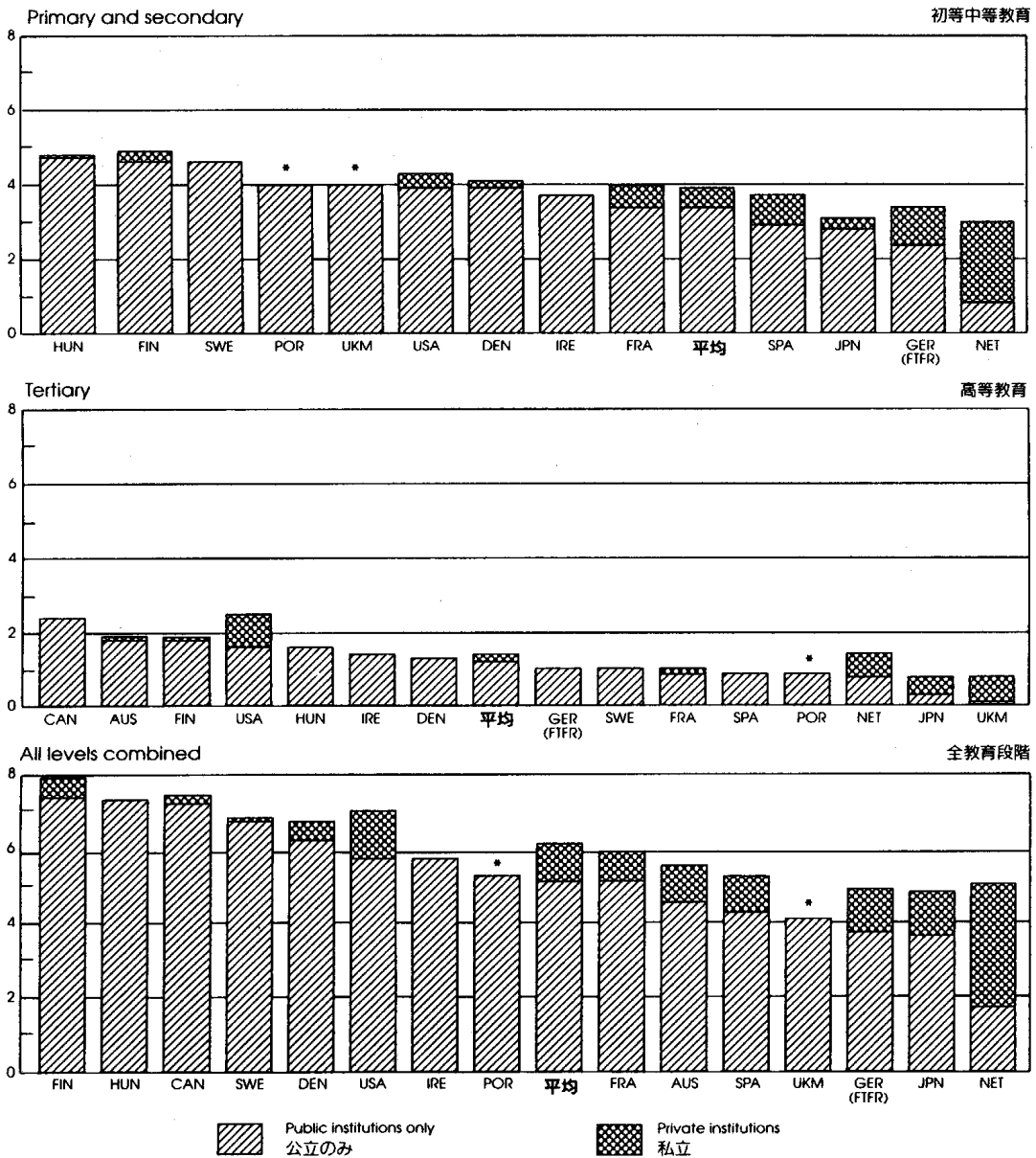
・74, 75年度から，奨学金の役割は急激に低下した。

・但し，貸与率は10から12%台であったものが，1984年から第二種が開始され，

1986年度には、14%台に増加している。

(出所：小川：前掲，101—2頁)

6：GDPに対する教育費の比率



Countries are ranked in order of decreasing expenditures from public educational institutions as a percentage of GDP

公立教育機関の教育費の対GDP比の低い順に国を並べた。

* Expenditure from private institutions have not been reported

*私立の経費が報告されていない。

(出所：OECD, *Education at a Glance*, third ed., 1995. 『図表で見る教育：OECD教育インディケータ』OECD教育研究革新センター編集，文部省大臣官房調査統計企画課監訳，1996年，71頁)

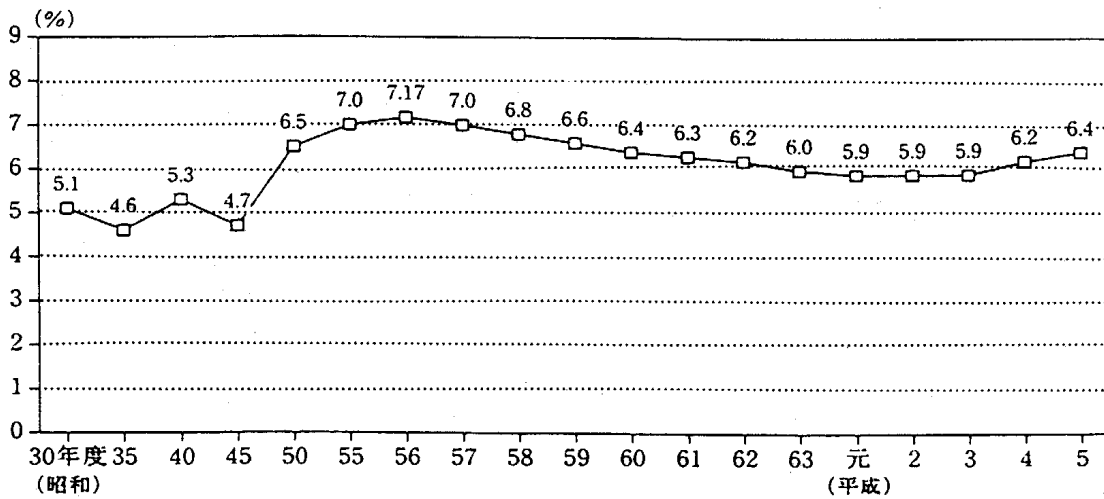
7：国民総生産・国民所得に対する公財政支出文教関係費の比率

対国民総生産費

	文教関係費	高等	
日本	4.5%	0.7%	(1993年度)
米国		1.2%	(1992年度)
英国	5.6%	1.4%	(1993年度)
仏	6.1%	0.9%	(1993年度)
独	5.5%	1.6%	(1993年度)

(出所：文部省、『教育指標の国際比較』1996年版，55－57頁)

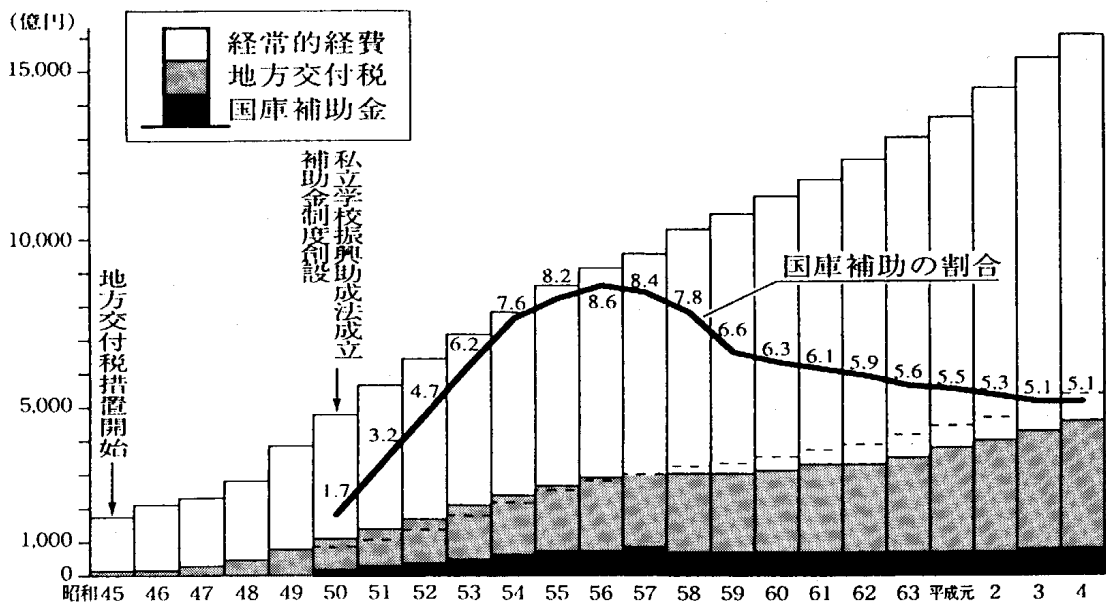
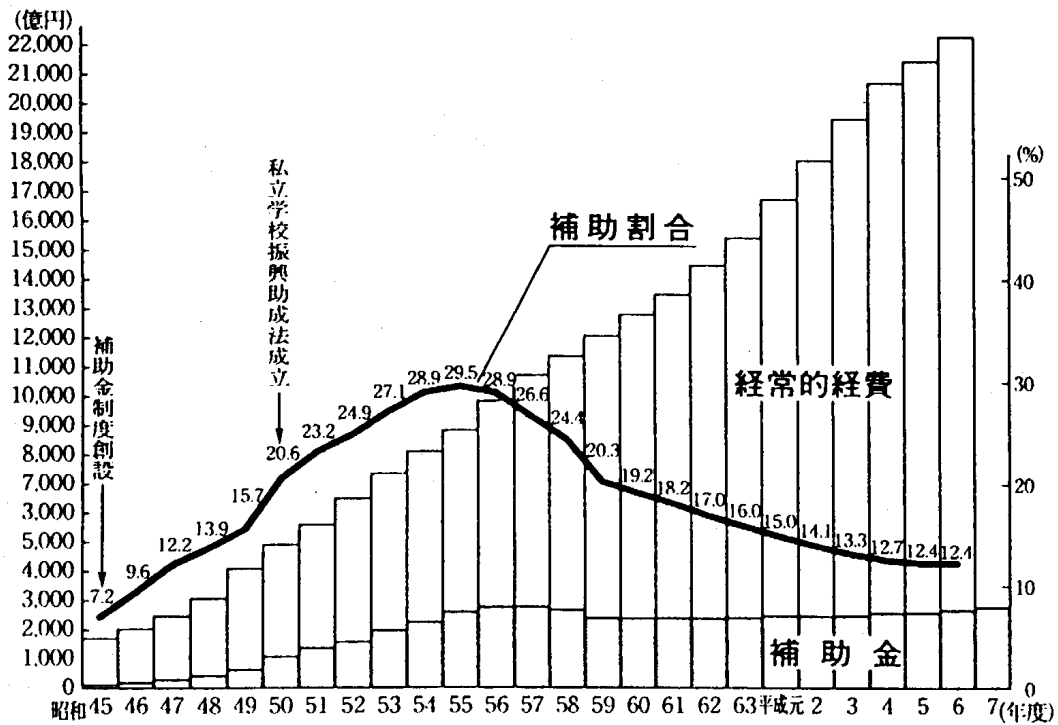
8：国民所得に対する公教育費総額の比率



・ (ここ10年ほど低下傾向，近年上向きに)

(出所：時事通信社『教育データランド '96-97』，312頁)

9：私立大学等の経常的経費と補助金額の推移



- ・ (80年をピークに、低下する一方)
- (出所：上記，データランド，318頁，図)

10：大学の学生納付金

日本	国立大学	717,600円	(1996年度)
	私立大学	1,218,349円	(同上)

米国	州立大学(総合大学)	312,000円	(1994年度)
	私立大学(総合大学)	1,517,000円	(同上)
英国	無償		
仏	国立大学	13,000円	(1995年度)
独	州立大学(ボン大学)	13,000円	(1996年度)

(出所：『教育指標の国際比較』前掲，82-84頁)

11：政府機関等奨学制度

日本	日本育英会 大学	206,042人	無利子貸与	年	45.6~68.4万円
		93,880人	有利子貸与	年	45.6~164.4万円
	私学振興財団	150人	貸与		
米国	(高等教育機関等)	連邦ヘル給与奨学金			
		3,717,000人	給与	年	15.9万円 (平均受給額)
		連邦及び州 対州学生奨学補助金			
		1,957,000人	給与	年	14.6万円 (平均受給額)
		民間(連邦保証)	4,257,000人	貸与	年
		(卒業時から利子付)			
		1,954,000人	貸与	年	38.2万円 (平均受給額)
		(支給時から利子付)			
英国	地方教育当局 大学及び継続教育機関高等過程	1,130,000人	給与	年	20~40万程度が多い。授業料は別に支給。
		560,000人	貸与	年	30万円前後。90年度から導入。
仏	国公立大学学生へ	275,747人	給与	年	12.7万円 (平均受給額)

独	連邦及び州	499,776人	半額給与 半額貸与	年	48.4万円 (親と同居, 旧西) 60.1万円 (親と別居, 旧西)
---	-------	----------	--------------	---	--

(出所：同上、『・・・国際比較』85-86頁。主なもののみ。)

12：学歴別男子生涯所得

中卒 1億7850万円

高卒 2億0380円

短大卒 2億2520万円

大卒 2億7330万円

- ・高卒と大卒の差 6980万円
- ・授業料等の在学時費用を1320万円とする。
- ・これをひくと、実質の差 5660万円

(出所：矢野、『高等教育の経済分析と政策』前掲：50頁。典拠：1988年賃金センサス：矢野『試験の時代の終焉』有信堂，1991年)